

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

担当課 県民生活部市町村課

| 項 目 | 記 載 欄 |
|------------|---|
| 案の内容 | <p>1 知事の権限に属する事務のうち特定の市町村が処理することとしている事務から、地方自治法に基づく財産区の財産の処分に関する協議等の事務を除くこととする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> |
| 改正理由 | <p>地方自治法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち特定の市町村が処理することとしている事務から、財産区の財産の処分に関する協議等の事務を除くこととする等所要の改正を行う必要がある。</p> |
| 案と予算措置との関係 | なし |
| 備 考 | |

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「から九の項まで」を「及び次項」に改め、同表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から百の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

改正理由

地方自治法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち特定の市町村が処理することとして
いる事務から、財産区の財産の処分に関する協議等の事務を除くこととする等所要の改正を行う必要
がある。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新

別表第一（第二条関係）

| | | | | | |
|--------|----|---|--|----|-----|
| 九〇九十九略 | 八略 | 七 地方自治法（以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの。 イ・ロ略 | 一〇六略 | 事務 | 市町村 |
| | | | 岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市 | | |

旧

別表第一（第二条関係）

| | | | | | | |
|-------|----|---|------|--|--|---------------------------|
| 一〇〇百略 | 八略 | 九 法に基づく事務のうち、法第二百九十六条の五第二項の規定による財産区の財産及び公の施設の処分及び廃止に関する協議及び同意 | 一〇六略 | 七 地方自治法（以下この項から九の項までにおいて「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの。 イ・ロ略 | 事務 | 市町村 |
| | | | | | 岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市 | 法第二百九十四条第一項に規定する財産区のある市町村 |